

## 離島等供給約款以外の供給条件の内容

令和6年9月21日、低気圧と前線による大雨の影響により災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内において、低気圧と前線による大雨により被災されたお客さま（原則として災害救助法適用地域〔令和6年9月21日以降、低気圧と前線による大雨の影響により災害救助法の適用地域が追加された場合は、当該追加地域および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、低気圧と前線による大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕のお客さまとする。）から令和7年3月末日（令和6年9月21日以降、原則として令和7年9月20日までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、低気圧と前線による大雨による災害が激甚災害として指定された場合で、災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域となつたときは、当該指定日が属する月から6月後の月の末日とする。）までに申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、お客さまの被災状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

1. 被災されたお客さまの令和6年8月（支払期日が令和6年9月21日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月の料金算定分の電気料金の支払期日を、離島等供給約款〔低圧用〕（2024年3月18日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」という。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいう。）33（料金の支払義務および支払期日）および離島等供給約款〔高圧用〕（2024年3月18日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」という。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいう。）29（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。
2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合の電気料金は次のとおりとする。
  - (1) 離島約款〔低圧用〕の定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の場合  
令和6年9月21日が属する料金算定月の次の料金算定月から6か月間に限り、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）、16（従量電灯）、19（臨時電灯）、20（公衆街路灯）、21（低圧電力）、24（臨時電力）および25（農事用電力）の規定にかかわらず、電気料金

を免除する。

(2) (1)以外の場合

令和6年9月21日が属する料金算定期間から7か月間に限り、各月ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

イ 離島約款[低圧用]の時間帯別電灯、高負荷率電灯、低圧電力Ⅱおよび低圧季節別時間帯別電力ならびに離島約款[高圧用]の業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高压電力および季節別時間帯別電力の場合

(イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とする。）とする。ただし、離島約款[低圧用]31（料金の算定）(1)イ、ロもしくはハの場合または離島約款[高圧用]27（料金の算定）(1)イ、ロ、ハもしくは二の場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

(ハ) 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、被災により被災時から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行なう。

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、離島約款[低圧用]56（工事費負担金等の申受けおよび精算）および離島約款[高圧用]52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれたときは、離島約

款〔低圧用〕56（工事費負担金等の申受けおよび精算）および離島約款〔高圧用〕52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 離島約款〔低圧用〕の従量電灯C、時間帯別電灯、高負荷率電灯、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、低圧電力II、低圧季節別時間帯別電力、臨時電力、農事用電力およびホワイトプラン電力（24時間通電型）、ならびに離島約款〔高圧用〕の業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力、季節別時間帯電力、臨時電力、自家発補給電力A、自家発補給電力Bおよび予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）、17（時間帯別電灯）、18（高負荷率電灯）、19（臨時電灯）、20（公衆街路灯）、21（低圧電力）、22（低圧電力II）、23（低圧季節別時間帯別電力）、24（臨時電力）、25（農事用電力）および26（ホワイトプラン電力[24時間通電型]）ならびに離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）、16（業務用季節別時間帯別電力）、17（高圧電力）、18（季節別時間帯電力）、19（臨時電力）、20（自家発補給電力A）、21（自家発補給電力B）および22（予備電力）の規定にかかわらず、令和7年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、離島約款〔低圧用〕56（工事費負担金等の申受けおよび精算）および離島約款〔高圧用〕52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島等供給約款によるものとする。

以上